

議案第40号

利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 人員に関する基準（第4条・第5条） 第3章 運営に関する基準（第6条—第31条） 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条） <u>第5章 委任（第33条）</u> 附則 第1条から第3条まで 省略 （介護支援専門員の員数） 第4条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 人員に関する基準（第4条・第5条） 第3章 運営に関する基準（第6条—第31条） 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条） <u>第5章 雑則（第33条・第34条）</u> 附則 第1条から第3条まで 省略 （介護支援専門員の員数） 第4条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支</u>

又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際

援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が4.4又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が4.9又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際

し、あらかじめ_____, 居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項の規定で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲

し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項の規定で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲

げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。第33条第1項において同じ。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項に規定する「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる_____電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

8 (略)

第7条から第14条まで 省略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

9 (略)

第7条から第14条まで 省略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等 又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものと

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(20) (略)

する。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(20) (略)

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサー

第 25 条から第 30 条まで 省略

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 第 18 条に規定する保険者への通知に係る記録

4 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 25 条から第 30 条まで 省略

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 15 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

5 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた
処置についての記録

第32条 省略

第5章 委任

第32条 省略

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当
たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例
の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、
複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情
報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同
じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前
条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条に
おいて準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）
については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行う
ことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者
は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交
付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うこと
が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相
手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気
的方法その他の知覚によって認識することができない方法をい
う。）によることができる。

第 3 3 条 (略)

(委任)

第 3 4 条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 4 条に 2 項を加える規定（同条第 3 項に係る部分に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。